

2016年6月20日

お客様各位

カメラライン株式会社

**国際海上輸出コンテナの総重量の確定方法の制度化について-2**

(博多混載追記)

拝啓 貴社いよいよご隆盛のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「海上人命安全条約」(SOLAS 条約)は、従前より、国際海上輸出コンテナの総重量を船長に提出することを荷送人に義務づけていましたが、総重量の誤申告に起因するとみられるコンテナの荷崩れ等の事故が発生していることを踏まえ、総重量の確定方法が、本年7月1日より発効する改正 SOLAS 条約に定められました。

本制度に関する詳細は国土交通省 HP ↓をご参照ください。

[http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_tk8\\_000011.html](http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk8_000011.html)

運用について下記の通りお知らせします。

敬具

記

- \* 対象船舶は2016年7月1日船積み以降とさせていただきます。
- \* 通達内容の通り、「荷送人自らがコンテナ重量を確定する場合/荷送人から委託を受けて事業としてコンテナ重量を確定する場合」 国土交通省への届け出が必要となります。
- \* コンテナ総重量の伝達手段はこれまで同様、コンテナ搬入票とします。
- \* コンテナ搬入票には重量確定を行った届出荷送人または登録確定事業者の名称/氏名を要します。

この制度は近海 RORO 船路は適用外となりますが、当社フェリーは船内へオンデッキ積載となるため制度を適用とさせていただきます。

<博多航路 混載貨物の場合（LCL 貨物）>

当社の LCL 貨物についてはお客様からご提供いただく正確に計測された重量を足し合わせて総重量を確定させていただきます。

そのため、お客様には下記情報のご提供をお願い致します。

● **PACKING LIST**

お客様にて計測された重量を把握するため、船積書類にあわせて **Packing List** をカット日までにご提供下さい。

**Packing List** には、責任者様のご署名をお願いします。

お客様による重量確定方法につきましては、国土交通省ホームページをご参照のうえ、正確な重量をご提供いただくよう、お願い申し上げます。

ご不明な点ございましたら、当社貨物営業部までお問い合わせください。

カメラライン 貨物営業部 092 262 2324

以上